

平成 20 年 5 月 27 日

各 位

会社名 株式会社 ウッドワン
代表者名 代表取締役社長 中本 祐昌
(コード番号 7898 東証・大証第 1 部)
問合せ先 取締役総務人事部長 澤井 誠
(TEL 0829 - 32 - 3333)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更に関する議案を、平成 20 年 6 月 27 日開催の当社第 56 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、買収等が一定の合理的なルールに従って行われ、当社取締役会が必要な情報、時間及び交渉力を確保するために、第二回信託型買収防衛策及び第三回事前警告型買収防衛策(以下「本プラン」といいます。)を導入することが当社にとって必要であると考えておりますが、かかる本プランの導入等に当たっては、株主の皆様の意思確認を行うことが望ましいと考え、本プランの導入を本定時株主総会へ付議することと致しました。つきましては、株主の皆様のご意思を法的に明確な形で反映させるために、株主総会の決議により本プランの導入、変更、継続及び廃止を決定できるように、根拠規定として定款第 18 条を新設するものであります。
- (2) 取締役会設置会社においては、会社法上、新株予約権の無償割当てに関する事項は、取締役会の決議のみをもって決定することが可能とされております(会社法第 278 条第 3 項本文)が、当社取締役会は、本プランの一環としての新株予約権の無償割当てを行う場合につきましては、株主の皆様の意思の尊重の観点から、会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、新株予約権の無償割当てを株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によることも可能とすることが望ましいと考え、根拠規定として定款第 13 条を新設するものであります。

なお、定款第 13 条第 2 項は、本プランの一環として新株予約権無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として、本プランに定める一定の者は、その新株予約権の行使又は取得に当たり、他の新株予約権者とは異なる取扱いを受ける旨の事項を定めることから、この旨を予め明らかにするものです。

本プランについては、本日付けで別途開示しております「第二回信託型買収防衛策及び第三回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

- (3) その他、定款第 13 条及び第 18 条の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(新設)	<p>(新株予約権の無償割当ての決定機関)</p> <p>第 13 条 当社は、<u>新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u></p> <p>2. <u>当社は、当社の買収防衛策の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するに当たっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</u></p> <p>1) <u>当該買収防衛策に定める非適格者が新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p>2) <u>当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引換えに当社の株式を交付することができること</u></p> <p>3) <u>当社が非適格者から新株予約権を取得し、これと引換えに当社の社債、金銭その他の対価を交付することができること</u></p> <p>3. <u>前項における「当社の買収防衛策」とは、当社が資金調達または業務提携等の事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当社の買収防衛策としての新株または新株予約権の発行決議を行う等当社の買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。</u></p>

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 第13条～第16条 (条文省略) (新設) 第17条～第48条 (条文省略)	第3章 株主総会 第14条～第17条 (現行第13条～第16条に同じ) (決議事項) <u>第18条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、第13条第3項に定義される「当会社の買収防衛策」の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。</u> 第19条～第50条 (現行第17条～第48条に同じ)

(注)なお、上記定款変更案は本日開催の当社取締役会で決議した内容ですが、本定時株主総会上程する際には、上記の定款変更案の文言等の修正等を行う場合があります。

3. 日程

定款変更のための株主総会決議日

平成20年6月27日(金曜日)

定款変更の効力発生日

平成20年6月27日(金曜日)

以上